

ふるさと信州棚田支援事業 取扱要領

(平成 16 年 4 月 1 日付け 16 農村第 46 号農政部長通知)

(平成 31 年 2 月 12 日付け 30 農整第 871 号農政部長通知)

(令和 3 年 2 月 18 日付け 2 農整第 1057 号農政部長通知)

(令和 5 年 1 月 27 日付け 4 農整第 1010 号農政部長通知)

(令和 8 年 1 月 29 日付け 7 農整第 1026 号農政部長通知)

第 1 支援経費

ふるさと信州棚田支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第 4 に規定する支援対象事業費の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 報償費（講師謝礼等）
- (2) 旅費
- (3) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）
- (4) 役務費（通信運搬費、諸手数料等）
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料（会場、駐車場、物品、重機等の使用料及び賃借料等）
- (7) 資材購入費

なお、事務所の賃借料、光熱水費、備品費、団体全体の運営に係る人件費、本事業の申請に要した経費は対象外とする。

第 2 応募書類

実施要領第 5 に規定する応募申請書及び推薦調書の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----------|
| ふるさと信州棚田支援事業応募申請書 | (様式第 1 号) |
| ふるさと信州棚田支援事業推薦調書 | (様式第 2 号) |

第 3 支援対象団体の選考基準

実施要領第 6 に規定する書類審査の選考にあたっては、事業適性、公益性・社会貢献性、創造性・工夫性、事業継続性、費用対効果等の視点から適正に判断するものとする。

第 4 事業計画の変更

実施要領第 8 に規定する重要な変更とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業内容の著しい変更
- (2) 事業費の減
- (3) 事業の中止

なお、支援金要望額に対して支援額が減額された場合、その差額分の変更はこの限りではない。

2 実施要領第 8 に規定する計画変更承認申請書の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ふるさと信州棚田支援事業計画変更承認申請書 | (様式第 3 号) |
|-----------------------|-----------|

第 5 実績報告

実施要領第 9 に規定する実績報告書の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----------|
| ふるさと信州棚田支援事業実績報告書 | (様式第 4 号) |
|-------------------|-----------|

第 6 支援金交付事務

「長野県土地改良事業等補助金交付要綱」（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 農整第 734 号農政部長通知）によるものとする。